

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目 次	ページ
人事委員会規則	
○人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則	1
○人事委員会規則七〇四（初任給調整手当）及び人事委員会規則八一七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を改正する規則	2
○人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則	2
人事委員会規則	
5 平成二十一年一月一日以後において、特定職員（第三十六条第一項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を条例第五条第五項の規定による昇給（第三十八条又は第三十九条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に	
6 成績に定めて定める基準となる号給数（以下「基準号給数」という。）に相当する数（前年の昇給日後に新たに職員となつた一般職員又は同日後に第二十三条第三項、第二十六条第二項（第二十八条において準用する場合を含む。）若しくは第四十一条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、基準号給数に、新たに職員となつた日又は号給を決定された日からこれらの日直後の昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数に乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。	
7 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日からその日の属する年の末日までの期間）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。	
8 附則第五項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。	
9 附則第六項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の一般職員の職員数等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。	

**人事委員会規則**

○人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……………1

○人事委員会規則七〇四（初任給調整手当）及び人事委員会規則八一七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を改正する規則……………2

○人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………2

## 人事委員会規則

人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「教授、助教授、」を削る。

第三十五条第二項中「三種、」を削る。

附則に次の五項を加える。

5 平成二十一年一月一日以後において、特定職員（第三十六条第一項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を条例第五条第五項の規定による昇給（第三十八条又は第三十九条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務

成績に定めて定める基準となる号給数（以下「基準号給数」という。）に相当する数（前年の昇給日後に新たに職員となつた一般職員又は同日後に第二十三条第三項、第二十六条第二項（第二十八条において準用する場合を含む。）若しくは第四十一条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、基準号給数に、新たに職員となつた日又は号給を決定された日からこれらの日直後の昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数に乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

6 一般職員の基準号給数は、第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 六号給以上（条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、三号給以上）

二 勤務成績が良好である一般職員 四号給（条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、二号給）

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下（条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以下）

7 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日からその日の属する年の末日までの期間）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

8 附則第五項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

36 別表第七の表中

44	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	49	50	50	51	51	52
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

36 別表第七の表中

44	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	49	50	50	51	51	52
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

36 別表第七の表中

44	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	49	50	50	51	51	52
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

36 別表第七の表中

44	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	49	50	50	51	51	52
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

36 別表第七の表中

44	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	49	50	50	51	51	52
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。  
（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における昇格者の号給）

3 平成十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に昇格した職員で当該昇格の日におけるこの規則による改正前の規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により決定された号給（以下「改正前の号給」という。）の給料月額が同日において改正後の規則の規定により決定される号給（以下「改正後の号給」という。）の給料月額を超えるものの号給は、同日における改正前の号給をもって、その者の同日における改正後の号給とする。

人事委員会規則七―四五（初任給調整手当）及び人事委員会規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年十二月二十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷  
人事委員会規則七―四五（初任給調整手当）及び人事委員会規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を改正する規則  
（規則七―四五（初任給調整手当）の一部改正）  
第一条 規則七―四五（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。  
第三条中「学校教育法第九十四条の規定による廃止前の専門

学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。」を削る。  
第六条第一項中「（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を削る。  
（規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部改正）

第二条 規則八―七（職員の大学院派遣研修費用の償還）の一部を次のように改正する。  
第三条第二号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第四百条第四項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

人事委員会規則一一―一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年十二月二十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷  
人事委員会規則一一―一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一―一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。  
別表第一湯沢市本庁の項中「二課長」を「一会計管理者、課長」に改め、同表大仙市本庁の項中「教育委員会―教育長、教育次長、主席参事を教育委員会―教育長、教育次長、主席参事を教育委員会―教育長、教育次長、主席参事に改め、同表上小阿仁村本庁の項中「村長部局―主幹、課長、室長、参事」を「村長部局―課長、参事」に改める。  
出 納 室―会計管理者、室長」

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年九月二十八日（号外第六号）掲載の人事委員会規則（人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）等）の一部を改正する規則  
（原稿誤り）  
三―中―三三六―第二条―第三条  
（印刷誤り）  
四―中―一三五―第四条第二号―第四項第二号

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862 8766 FAX 863 0005  
Email: matsubara@natsubara-ryu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄